

参 考 资 料 2)

平成18年度地域・職域連携支援検討会 報告書

平成19年3月

地域・職域連携支援検討会



I 地域・職域連携支援検討会の活動状況

1 地域・職域連携支援検討会の経緯

平成17年度から、都道府県及び2次医療圏を単位とした地域・職域連携推進協議会（以下「協議会」という。）が設置され、地域保健と職域保健とが連携を図り、健康づくりのために社会資源を相互に有効活用して、保健事業を共同で実施する等、地域・職域連携推進事業（以下、「連携事業」という。）が実施されている。

協議会の設置・運営及び連携事業の実施・評価等に当たり、平成17年度「地域・職域連携支援検討会」では、検討会構成員が都道府県等の協議会等に出向いて、現状に応じた助言等の支援（以下、「現地支援」という。）を行った。その結果を踏まえ、平成18年6月に地域・職域連携推進事業ガイドラインの改訂を行ったところである。平成18年度、更なる本事業の全国的な展開を進めていくことが必要であることから、「地域・職域連携支援検討会」を開催し、現地支援等を実施したところである。

本検討会は平成18年6月から平成19年3月までに合計5回開催し、現地支援は19か所で実施された。

2 地域・職域連携支援検討会の目的

「地域・職域連携支援検討会」は、平成18年度に実施される都道府県及び2次医療圏を単位とした連携事業の円滑な実施を図り、それぞれの地域特性を考慮した地域保健と職域保健の連携をより実効性のあるものとなるように支援するために開催する検討会である。

本検討会の事業内容は、次の2点である。

- (1) 地域・職域連携推進事業ガイドラインの改訂に関する検討
- (2) 「地域・職域連携推進協議会」の設置及び運営に対する検討会構成員による支援

3 地域・職域連携支援検討会の活動内容

(1) 地域・職域連携推進事業ガイドラインの改訂

平成17年度の都道府県への現地支援報告等を受けて、平成18年度の検討会において、ガイドラインの改訂について検討し、主に都道府県協議会及び2次医療圏協議会の役割や運営、保険者協議会との連携等について追加し、平成18年6月にガイドライン改訂版を策定した。

さらに、平成18年度の都道府県等への現地支援報告等を受けて、ガイドラインの再改訂を行った。

(2) 検討会構成員による協議会の設置及び運営に対する現地支援について

平成17年度に協議会を設置した都道府県等と平成18年度に協議会の設置を予定している都道府県等のうち、検討会構成員による現地支援が未実施の都道府県等に構成員各2名を派遣した。

構成員は、協議会もしくは協議会立ち上げのための準備会議等に参加し、円滑な連携事業の実施に向けて、表1・表2のとおり平成18年7月から平成19年3月までに合計19か所への現地支援を実施した。

そのうち、指定都市は1か所であった。また、協議会立ち上げのための準備会議への現地支援は、表2のとおり6か所であった。

構成員は、協議会の構成メンバーが主体的に取り組めるよう、それぞれの地域の実情に合わせた連携事業の円滑な推進のために、助言等の支援を行った。また、必要に応じ、電話やメール等による支援も実施した。

表1 都道府県協議会等への現地支援状況

日程	自治体名	担当構成員	
7月25日(火)	東京都	岡山構成員	錦戸構成員
8月31日(木)	岩手県	櫻井構成員	松田構成員
9月5日(火)	山梨県	松田構成員	—
9月13日(水)	栃木県	土肥構成員	永江構成員
9月26日(火)	千葉県	河野構成員	事務局
9月28日(木)	広島県	永江構成員	—
10月13日(金)	大阪市	岡山構成員	松田構成員
10月17日(火)	和歌山県	荒木田構成員	河野構成員
10月24日(火)	福井県	櫻井構成員	事務局
11月6日(月)	山形県	荒木田構成員	—
11月15日(水)	新潟県	家保構成員	—
11月30日(木)	福島県	河野構成員	櫻井構成員
3月13日(火)	鳥取県	永江構成員	—

表2 協議会立ち上げのための準備会議等への現地支援状況

日程	自治体名	担当構成員	
8月3日(木)	福岡県	永江構成員	堀江構成員
9月15日(金)	山口県	家保構成員	河野構成員
10月5日(木)	岐阜県	家保構成員	—
10月27日(金)	熊本県	家保構成員	河野構成員
11月22日(水)	宮城県	家保構成員	—
12月11日(月)	香川県	荒木田構成員	錦戸構成員

II 地域・職域連携推進事業の現状と課題

現地支援を実施した結果、以下のような連携事業の現状と課題がまとめられた。

1 地域・職域連携推進協議会の運営について

(1) 協議会の設置状況

平成18年度は、医療制度改革に向けて都道府県協議会の設置が進んだ。平成19年3月31日現在、都道府県協議会は43か所、2次医療圏協議会は194か所設置された。

(2) 協議会の位置づけ

本年度の現地支援では、都道府県の健康増進計画（健康日本21地方計画）等に協議会の意義や位置づけが明記されていた。

なお、協議会は、新たな協議機関としての設置や既存の協議会を活用してその部会として位置づけられるなど、各都道府県の実情に合わせて設置されていた。

(3) 協議会の運営について

都道府県協議会では、具体的な連携方策を協議するため、ワーキンググループを設置し、各2次医療圏協議会の代表者や市町村の代表者がメンバーやオブザーバーとして加わり、具体的な協議をしているところがあった。また、地域の医師会や事業者等が協議会に参画し、連携事業への理解と協力が得られ、具体的に協力できるプランを提示すること等により協議が活発化しているところがあった。

一方で、2次医療圏協議会等とのつながりがないところもあった。

具体的な連携事業の協議を進めていくためには、協議会の構成メンバーに、それぞれの機関の代表者だけでなく、2次医療圏協議会関係者や事業者等が入ることが有効であることが分かった。

協議会の進め方については、都道府県協議会において、次年度以降の計画を明確に示したり、2次医療圏における具体的な取組を示す等、運営に工夫しているところがあった。このように今後の方向性等を明確に示しながら戦略的に運営することにより、議論が活性化されていた。

一方、協議会設置後の具体的な連携事業の企画や運営方策について悩んでいる協議会が多かった。また、評価が十分行われていなかった。

なお、都道府県協議会の事務局が、2次医療圏関係者を対象に準備会議等を開催しているところもあった。取組が進んでいる2次医療圏の活動内容について、他の2次医療圏に活動の紹介や協議をして関係者の共通認識を図ること等により、2次医療圏協議会の育成や支援が行われていた。

(4) 連携事業について

本年度は、協議会の設置が進んだが、具体的な連携事業への展開が十分進んでいないため、引きつづき取組を推進していくことが課題である。協議会においては、地域全体を見据えた事業計画を企画・立案することにより、各事業を連動させ連携事業の推進を図ることが必要である。

なお、平成17年度に検討会構成員による現地支援を実施したところにおいては、平成18年度は次のような連携事業が実施されていた。

① 健康まつりの開催

協議会が、市民を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）についての普及啓発を目的とした健康まつりを開催した。パネル及びポスターの展示、腹囲を計るテープの作成及び配布、保健師による健康相談を実施した。当日は、協議会メンバーがスタッフとして参加し、他の団体との交流もできた。

② 禁煙支援指導者養成研修会の開催

協議会が事業所における分煙に関するアンケート調査を実施し、その後事業所を対象とした禁煙支援指導者養成研修会を開催した。

③ 歯周病対策普及後援会（全国労働衛生週間説明会開催時に実施）

労働基準監督署、保健所、労働基準協会、市町村等が共同して、職場でできる健康づくり（歯周病予防の歯育・食育）についての講演会を開催した。

④ 小規模事業所における体力測定及び健康教育

保健所が小規模事業所と連携し、産業医などの産業保健スタッフが選任されていない小規模事業所に対し体力測定に専門的助言を行った。また保健所医師がメタボリックシンドロームについて講話を実施し、保健師が健康教育を実施した。

⑤ 建設業関係者への安全教育

保健所が、建設業の現場監督者を対象に、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を試みた。グループディスカッションにおいて、職場の事故事例及びヒヤリハット事例の整理を行い、自分の現場についての考察を行い、事故の起こる頻度と重傷度を検討し、さらに、各自が具体的な安全計画を策定した。今後、他の建設業者とも連携し取組を継続する予定である。

⑥ その他

事業所における生活習慣病等に関する調査の実施、労働基準協会や地域産業保健センターと連携による共同でのメンタルヘルス対策に関する研修会の開催や出前講座の実施、商工会議所・商工会の広報誌への健康情報等の掲載による普及啓発活動等の取組があった。

2 都市部における地域・職域連携推進事業について

（1）都市部における連携事業について

都市部の都道府県協議会では、ワーキンググループ等を開催し具体的な連携事業の推進のために検討をしたり、具体的な連携事業を進めるため、まずモデル事業を実施する等の工夫をしているところがあった。

なお、職住分散により昼夜の人口移動が多い都市部においては、複数の保健所設置市があり、関係組織が多数あるため把握が困難であったり、対象が捉えにくい等の課題があった。

（2）都道府県協議会と保健所を設置する市及び特別区（以下、「保健所設置市等」という。）との連携について

現状では、都道府県協議会と保健所設置市等との連携が十分に図れていない。地域の健康課題と方策について協議するにもかかわらず、その都道府県の人口の大部分を占める保健所設置市等と協議会との情報交換や課題の共有ができていない。

2次医療圏内に都道府県保健所と保健所設置市等が混在している場合においても、都道府県協議会事務局や2次医療圏協議会事務局が、保健所設置市等の担当者と情報

共有ができていないところが多かった。

一方、協議会等のメンバーとして、保健所設置市等の担当者が参画しているところもあるが、そのようなところにおいても連携が不十分であるという課題が挙げられた。

3 職域関係者との連携の活性化について

連携事業の開始当初は地域保健が主体である事例が多い。なお、関係者間のコミュニケーションや実務者によるワーキンググループの開催等を通して、職域における健康課題を地域保健関係者がダイレクトに感じることができるようになっていた。

協議会の職域関係者の構成メンバーや運営については、都道府県労働局や労働基準監督署、商工会議所・商工会、地域産業保健センター等の関係者が協議会及びワーキンググループのメンバーとなり、活発に運営されているところがあった。指定都市の協議会においては、事務局を労働基準監督署と社会保険事務局、指定都市担当課で担い、協働で事務局を運営しているところもあった。

しかし、職域関係者のメンバーは、労働行政関係者にとどまり、事業者の参加が少なかった。その理由としては、①どこに声をかけてよいか分からない、②事業者の情報が少ない、等が挙げられた。

また、2次医療圏と労働基準監督署の管轄区域が異なるため、複数の2次医療圏協議会に労働基準監督署が参画をしなければならず、協力が得られにくいという現状もみられた。

職域関係者との連携については、関係者の連携事業のメリット等について明確化されていないことから、都道府県や2次医療圏での具体的な連携事業の取組状況に差がでているという課題があった。

4 保険者協議会との連携について

都道府県協議会と保険者協議会は、構成メンバーや事業実施の目的が若干異なるものの、特定健診・特定保健指導事業の実施において重なる所があること等から、両組織間で連携・協力し、相互に補完しあうことを目指すべきである。具体的には、データベースや教育・研修後の人材についての共有・相互利用等が想定される。

現状では、都道府県協議会や準備会議等においては、保険者協議会代表者の参画がみられたが、お互いの役割の理解が不十分であるケースが多かった。協議会は、生活習慣病予防対策だけでなく、国民の心の健康問題等地域・職域の連携を強化すべき課題に対して、事業を計画、実施するとともに、ネットワークを拡大し、ポピュレーションアプローチを推進することにより、地域全体の健康づくりも考える場であることを明確にして、連携を図る必要がある。

Ⅲ 今後の方向性

1 地域・職域連携推進協議会の目指すべき方向性

協議会の目指すべき方向性は、職域を含めたその地域全体の健康に関するデータから当該地域の健康課題を分析し、その課題を改善するため、地域保健・職域保健が協同して生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業の供給・活用体制を構築することである。すなわち、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るために、ヘルスプロモーションの視点に立って自治体、事業者及び医療保険者等の関係者が相互に情報交換を行い、保健事業に関する共通理解のもと、それぞれが有する保健医療資源を相互活用、又は保健事業の共同実施により連携体制を構築することである。

また、国民の健康づくりを支援するためには、生活習慣病予防対策のみでなく、メンタルヘルス、自殺予防等、幅広い健康問題について個人及び家族を捉えた対応を行い、地域全体の環境を整備していくことが望まれる。

そのため、都道府県協議会においては、都道府県における健康課題を明確化し、地域全体の目標、実施方針、連携推進方策を協議すること等により、関係者による連携事業の計画・実施・評価の推進的役割を担うことが求められる。

特に、平成20年度以降は、地域・職域関係者が一同に会する都道府県協議会と特定健診・特定保健指導に関する情報を有する保険者協議会は、それぞれの役割機能を踏まえ、連携を密にすることにより、地域全体の健康問題を捉え、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチとを融合し、生活習慣病予防対策を推進していくことが求められる。

また、2次医療圏協議会においては、関係機関と連携し、健診結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等を行い、2次医療圏固有の健康課題を特定し、その解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を積極的に行うとともに、都道府県協議会と情報共有することが求められる。

2 地域・職域連携推進協議会の主な具体的役割

(1) 都道府県協議会の主な具体的役割

都道府県協議会においては、地域の実情にあわせて次のような具体的役割の中から、優先的に取り組むことを明確にする等、戦略的に事業を進めていくことが期待される。

- 各関係者（医療保険者、市町村衛生部門、事業者、関連団体等）の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
- 都道府県における健康課題の明確化
- 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議
- 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施
 - ・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの連携方策
 - ・生活習慣病予防対策と介護予防施策、メンタルヘルス、自殺予防、性差に着目した対策等、他の施策との連携方策
 - ・科学的根拠に基づく健康情報の発信に関する連携方策
 - ・研修会の共同実施、各種施設等の共同利用
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討
 - ・特定健診・特定保健指導等の従事者などの育成方策

- ・ 特定健診・特定保健指導等のアウトソーシング先となる事業者等の育成方策
- ・ 被扶養者に対する施策に関する情報交換、推進方策
- 協議会の取組の広報、啓発

(2) 2次医療圏協議会の主な具体的役割

- 2次医療圏固有の健康課題の明確化
- 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担える役割の確認と推進
- 健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等の実施
- 健康づくりに関する社会資源（市町村の保健事業、地域産業保健センター、運動施設や公園、学校、ヘルシーメニュー協力飲食店、産業界の取り組み、マンパワーなど）の情報交換、有効活用、連携、調整
- 健康に影響を及ぼす地域の環境要因（保健行動や青少年の健全な育成を阻害する施設・設備、地域に特有な気象条件・交通条件、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく化学物質排出移動量届出制度により得られるデータ等）に関する情報交換、方策の協議、調整
- 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報
 - ・ 地域・職域の共通課題やニーズを把握するための調査事業（実態調査、意識調査等）
 - ・ フォーラム、健康情報マップ作成、ポスター作成等の企画
 - ・ 健康教育、健康相談等の共同実施
 - ・ 研修会、事例検討会の開催
- 圏域の市町村、事業者への支援
- 協議会の取組の広報、啓発

IV 推進方策

1. 都道府県協議会と2次医療圏協議会の運営

都道府県協議会と2次医療圏協議会とは、目的や機能が異なっており、情報共有すること等により、関係者及び参加者の目的意識を共有することが必要である。

(1) 協議会の戦略的運営

協議会を円滑に進めるため、事務局が連携事業の成功事例を協議会の初期段階に提示することにより、構成員の具体的な連携事業に関する理解が深まるだけでなく、協議会の方向性を理解することができる。

協議会の運営を行う際には、まず、連携していくためにどういう役割がそれぞれの構成団体が担えるのかについて検討を行い、それに応じて連携事業を企画することが大切である。

(2) 構成メンバーの連携強化

協議会の議題や資料を準備するワーキンググループの中で協議会メンバー同士の連携を図ることが重要である。協議会への関係者の積極的な参加は、連携事業の企画・立案・評価に必要であり、協議会の運営の中で関係者間の連携事業に対する認識の温度差を解消することが必要である。温度差の解消方法としては、参加者にとって連携事業によるメリットを示すことが挙げられる。

例えば、2次医療圏の代表者等が2次医療圏における具体的な連携事業を提示する等により、関係者それぞれの立場での連携のメリットが具体的に示されるため、関係者の関心を高めることができると考えられる。

また、事務局は協議会の開催前後には座長やキーパーソンとの十分な打ち合わせを行い、協議会を効果的、継続的に運営する工夫も大切である。

なお、成功事例の共通項として、都道府県協議会、2次医療圏協議会ともに、事務局が地域・職域連携の重要性を認識し、積極的に且つ忍耐強く活動していることがあげられる。事務局の熱意と積極性は大きな推進力になると考えられる。

(3) 予算の確保・運用の工夫

連携事業を推進していくためには、予算を確保することが非常に重要である。協議会においては、他事業との連携活用による運用、構成団体として予算化を図る等の工夫を行い、継続的な協議会の開催や連携事業を実施することが必要である。

なお、地域保健と職域保健との協議により予算を分担したり、共通する健康課題について共同で予算を確保したり、関係機関の既存の事業の中で行う等の工夫をしている事例もあった。

具体的には、会場や講師を無償で依頼できるように調整をしたり、労働基準協会が開催する会議等の場を活用し研修会を開催したり、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の事業を活用し、関係機関と都道府県保健所との共催による市民を対象とした健康フォーラムの開催等がみられた。

(4) 情報提供・広報の推進

協議会の運営に関する情報や連携事業の実施・評価等の情報は、都道府県及び2次医療圏で広報・啓発していくことが必要である。

地域の健康課題や健康増進に関する協議会における取組状況等が関係者に周知されることによって、連携事業への関係者の理解が深まり、協力体制も推進される。

そのため、関係者に必要な情報が共有できるような環境を整備する必要がある。例えば、インターネットのホームページを開設することにより、情報発信することが考えられる。なお、ホームページのコンテンツは、関係者用、利用者用に分けて構築し、関係者用ホームページでは、都道府県レベルの協議会で取り扱われた議事や県内の具体的連携事業等について、また、利用者用ホームページには具体的事業等について情報提供されることが有用である。

また、都道府県が事務局としてまとめた報告書を、関係機関、団体に配布したり、商工会議所・商工会に地域・職域の取組状況等を情報提供し、関係機関に情報提供してもらったり、広報誌や機関紙に掲載してもらうことも必要である。

(5) 事業の計画段階からの評価計画の策定及び十分な評価の実施

協議会の運営や連携事業の実施においては、評価を十分に行うことが重要である。事業の計画段階から評価計画を策定することや、評価に基づき更なる事業の企画、立案を行っていくことが望ましい。

2. 都市部における連携事業の進め方

(1) 職住分散地域での連携事業

現状では、東京都や大阪府のように周辺他県からの人口流入等、住民の移動が都道府県を越えて発生している。職住分散地域に対しては、住居地や勤務地といった情報にとらわれず、広くポピュレーションアプローチの観点から、地域保健と職域保健とが連携し、効果的な事業を展開することが効果的である。

都市部の事業所においては、労働者の所属する地域は異なることが多いが、事業所の所在地の地域保健側と協力することで、労働者が連携事業を共有できる環境を整備することが望まれる。労働者が地域保健事業の中から適切な保健サービスを活用していくことができるよう、地域保健関係者が、職域関係者に対し地域保健で企画される連携事業について情報提供する等積極的に働きかけていくことが有効である。

一方で、職域での取組にも地域住民が参加できるよう、地域保健関係者と職域関係者とが連携を図っていくことも期待される。

(2) 成功事例の確保と組織体制づくりの推進

都市部において、協議会を効果的に運営するためには、関係者に広く参加を呼びかける、住民や労働者というサービスを受ける側を構成員とする、関係する組織を通して参加の徹底を図る等の方策を進めていくことが必要である。また、具体的な連携事業における成功事例を参考に進めていくことや、組織づくりを中心に進めていくことが大切である。

成功事例の確保と組織体制づくりの留意点を、以下に示した。

①成功事例の確保

協議会を効果的に推進していくためには、具体的にモデル事業等を実施することや、先進的な取組等から得られた成功事例を確保することが有効である。成功事例を通して、構成員の理解が進むとともに、事業を他の事業に展開する際に具体的な手順や関係者の役割を明確化することができる。

②組織体制づくりの推進

協議会には、多くの関連する団体から参加を得ることが望ましい。

特に職域関係者に対しては、健康保険組合連合会等を介して、地域の関連する医療